

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産

事業用資産、インフラ資産及び物品の貸借対照表価額は、取得原価により計上しています。ただし、昭和 59 年度以前に取得した道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。また、取得価額が不明な又は無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地についても備忘価額 1 円としています。

#### ② 無形固定資産

取得原価により計上しています。

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

取得原価により計上しています。ただし、時価のあるものは、時価が著しく下落したときは回復の見込みがある場合を除き時価で評価するものとし、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、発行会社の財政状況等により実質価額が著しく低下したときは相当の減額を行うこととしています。

#### ① 市場価格のあるもの

会計年度末における市場価格により計上しています。

#### ② 市場価格のないもの

市が保有する外郭団体等の株式及び出資金等を取得原価により計上しています。

### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

#### ① 事業用資産及びインフラ資産

定額法により減価償却を行っています。耐用年数は「資産計上に関する要領」で定めています。また当該要領において、資産を取得した翌年度から減価償却を開始することを定めています。

#### ② 物品

定額法により減価償却を行っています。耐用年数は「資産計上に関する要領」で定めています。また当該要領において、資産を取得した翌年度から減価償却を開始することを定めています。

#### ③ リース資産

「リース資産・リース債務取扱要領」の規定に基づき、定額法によりリース期間を耐用年数として残存価額 0 円まで減価償却を行っています。また初回のリース料支払月の属する年度から減価償却を開始することを定めています。ただし、所有権移転ファイナンス・リースは初回のリース料支払月の属する年度の翌年度から開始することと定めています。

### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

#### ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

#### ② 徴収不納引当金

市税、使用料等の未収金及び長期延滞債権の一部については、時効の完成等によって不納欠損となる可能性があるため、過去 3 年の実績等により不納欠損実績率を算定し、年度末の未収金額を乗じた額を不納欠損引当金として計上しています。

また、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により引当金を計上しています。

なお、徴収不能引当金は、長期延滞債権分として計上しています。

貸付金のうちの一部については、返済免除又は減免となる可能性があるため、過去 3 年の実績等により貸倒実績率を算定し、年度末の貸付金額を乗じた額を貸倒引当金として計上していま

す。また、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により引当金を計上しています。

③ 退職手当引当金

在籍する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を退職手当引当金として計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

「郡山市職員の給与に関する条例」及び「郡山市職員の給与に関する規則」によって職員に支給される期末手当及び勤勉手当で翌会計年度に支払うことが予定されているもののうち、当期の支給相当額を賞与引当金として計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（郡山市公金預金取扱要項において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、修繕や改良の内容が損壊部分の原状回復など通常の維持管理費用の場合は修繕費として処理しています。

## 2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

## 3 重要な後発事象

(1) 組織・機構の大幅な変更

令和3年4月1日に以下のとおり組織改編を実施しています。

① 新型コロナウイルス感染症への対応等、保健所の体制強化のため「健康政策課」、「保健・感染症課」、「健康づくり課」を設置し、「地域保健課」を廃止

② こども部内の事務を再編し、効率化と平準化を図るとともに市民にわかりやすい名称とするため、「こども未来課」を「こども政策課」に、「こども支援課」を「こども家庭支援課」に、「こども育成課」を「保育課」に改称

(2) 重大な災害等の発生

国内における新型コロナウイルス（covid-19）感染症の拡大に伴い、令和3年度においても引き続き予算補正措置を行い、感染症拡大防止策、医療体制の整備、生活及び事業継続の支援などを実施しています。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

区分	令和2年度（2020年度）末
一般会計	—
	—
特別会計	—
	—
合計	—

(2) 係争中の訴訟等

該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、公共用地先行取得事業特別会計、荒井北井土地区画整理事業特別会計、中谷地土地地区画整理事業特別会計、富田第二土地区画整理事業特別会計、伊賀河原土地地区画整理事業特別会計、徳定土地地区画整理事業特別会計、大町土地地区画整理事業特別会計、郡山駅西口市街地再開発事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	3.2%
将来負担比率	—

⑤ 債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

区分	令和2年度（2020年度）末
利子補給に係るもの	79,877千円
一般会計	79,877千円
指定管理料	6,325,238千円
一般会計	6,325,238千円
その他	9,141,153千円
一般会計	9,141,153千円
合計	15,546,268千円
一般会計	15,546,268千円

※額の未確定なものは計上していない。

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	令和2年度(2020年度)末
継続費通次繰越	188,036千円
一般会計	188,036千円
繰越明許費	14,201,842千円
一般会計	12,820,898千円
富田第二土地区画整理事業特別会計	6,800千円
伊賀河原土地区画整理事業特別会計	161,361千円
徳定土地区画整理事業特別会計	797,432千円
大町土地区画整理事業特別会計	415,351千円
事故繰越	915,066千円
一般会計	856,409千円
伊賀河原土地区画整理事業特別会計	38,772千円
大町土地区画整理事業特別会計	19,885千円
合計	15,304,944千円
一般会計	13,865,343千円
富田第二土地区画整理事業特別会計	6,800千円
伊賀河原土地区画整理事業特別会計	200,133千円
徳定土地区画整理事業特別会計	797,432千円
大町土地区画整理事業特別会計	435,236千円

⑦ 過年度修正等に関する事項

過年度の資産の計上漏れ等の修正により、本年度の貸借対照表において、固定資産が326,669千円減少し、行政コスト計算書において臨時支出が計上されています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 郡山市財務諸表作成基準から統一的な基準へ変更したことによる影響額は次のとおりです。

ア 事業用資産の影響額 [282,665千円]

- 建設仮勘定について、郡山市財務諸表作成基準では事業用資産外に計上していますが、統一的な基準では事業用資産内に計上しています。[445,817千円]
- 無形固定資産について、郡山市財務諸表作成基準では事業用資産内に計上していますが、統一的な基準では事業用資産外に計上しています。[△394,231千円]
- 郡山市財務諸表作成基準のリース資産を事業用資産の建物187,402千円と工作物43,677千円に組み替えています。[231,079千円]

イ インフラ資産の影響額 [△36,877,378千円]

- 資産評価について、通常、取得価額が不明に資産であっても再調達価額等で計上していますが、統一的な基準では、道路等土地の受贈財産と昭和59年以前の取得財産を備忘価額1円評価としています。[△79,657,026千円]
- 建設仮勘定について、郡山市財務諸表作成基準ではインフラ資産外に計上していますが、統一的な基準ではインフラ資産内に計上しています。[42,781,212千円]
- 無形固定資産について、郡山市財務諸表作成基準ではインフラ資産内に計上していますが、統一的な基準ではインフラ資産外に計上しています。[△1,564千円]

ウ 物品の影響額 [1,512,839千円]

- 郡山市財務諸表作成基準のリース資産を物品に組み替えています。

エ 無形固定資産の影響額 [909,912 千円]

- 無形固定資産について、郡山市財務諸表作成基準では事業用資産内又はインフラ資産内に計上していますが、統一的な基準では事業用資産外又はインフラ資産外に計上しています。[395,796 千円]
- 郡山市財務諸表作成基準のリース資産を無形固定資産のソフトウェアに組み替えています。[514,116 千円]

オ 投資その他の資産の影響額 [1,314,875 千円]

- 長期延滞債権について、郡山市財務諸表作成基準では流動資産の未収金に計上していますが、統一的な基準では固定資産に計上しています。[1,456,179 千円]
- 徴収不納引当金について、郡山市財務諸表作成基準では流動資産に計上していますが、統一的な基準では固定資産に計上しています。[△141,304 千円]

② 売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。

財務諸表作成基準日（令和3年3月31日）時点において、歳入予算に計上されているもの又は売却の公募を行っているものを対象範囲としています。

資産種別	売却可能価額	貸借対照表における簿価
事業用資産（土地）	44,302 千円	44,302 千円

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

③ 減債基金に係る積立不足額

該当事項はありません。

④ 基金借入金（繰替運用）

ア 財政調整基金

期間	組替運用額
令和2年4月1日～令和2年5月1日	7,570,649 千円
令和2年5月1日～令和2年5月15日	6,200,649 千円
令和2年5月15日～令和2年6月29日	6,030,649 千円
令和2年6月29日～令和2年9月17日	5,450,649 千円
令和2年9月17日～令和2年11月26日	9,610,649 千円
令和2年11月26日～令和2年12月17日	9,950,649 千円
令和2年12月17日～令和3年3月10日	9,120,649 千円
令和3年3月10日～令和3年3月31日	11,120,649 千円

イ 減債基金

期間	組替運用額
令和2年4月1日～令和3年3月31日	340 千円

ウ 土地開発基金

期間	組替運用額
令和2年4月1日～令和3年3月31日	1,539,113 千円

エ 震災復興基金

期間	組替運用額
令和2年4月1日～令和2年9月17日	497,128 千円
令和2年9月17日～令和2年12月17日	509,573 千円
令和2年12月17日～令和3年3月10日	516,841 千円
令和3年3月10日～令和3年3月31日	535,484 千円

⑤ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 105,435,976 千円

⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	70,309,603 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	169,872 千円
将来負担額	147,500,650 千円
充当可能基金額	25,953,372 千円
特定財源見込額	21,150,212 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要算入見込額	105,435,976 千円

⑦ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 1,883,031 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項  
該当事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項  
純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分  
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）  
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 248,467 千円  
※支払利息支出を除く業務活動収支と基金取崩収入及び基金積立支出を除く投資活動収支から算出
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
一般会計歳入歳出決算書	192,533,624 千円	184,930,700 千円
財務書類の対象となる会計の相違に伴う差額	2,649,203 千円	2,367,258 千円
会計間振替に伴う差額	△837,701 千円	△837,701 千円
繰越金に伴う差額	△6,662,598 千円	
資金収支計算書	187,682,528 千円	186,460,257 千円

● 地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（公共用地先行取得事業特別会計、荒井北井土地地区画整理事業特別会計、中谷地土地地区画整理事業特別会計、富田第二土地地区画整理事業特別会計、伊賀河原土地地区画整理事業特別会計、徳定土地地区画整理事業特別会計、大町土地地区画整理事業特別会計、郡山駅西口市街地再開発事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計）の分だけ相違します。

● 整理仕訳として会計間振替を行った金額分についても相違が生じます。

- 繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、当該金額分についても相違が生じます。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	7,239,806 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,215,264 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	2,824,528 千円
減価償却費	△16,483,783 千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△1,288,402 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	△1,162,145 千円
徴収不納引当金繰入額（増減額）	△145,831 千円
資産除売却益（損）	△569,770 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△8,370,333 千円

④ 一時借入金に関する情報

資金収支計算上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は 100 億円です。

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

無償譲渡等により取得した資産の額	1,725,455 千円
新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額	729,288 千円